

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

残暑お見舞い申し上げます



年々暑さが厳しくなり、酷暑の連日ですね。外で仕事をされる建設業の方、農林水産業の方など、大変なお仕事であります。水分や塩分を十分補給されませんと熱中症になりますので、ご自愛下さいませ。室内で仕事をしていますと熱中症になる場合があるそうです。どうか皆様、まだまだ残暑厳しい日々が続きますので、お身体を大切に御健勝、御繁栄をご祈念申し上げます。



暑いと経済は活性化しない？



○こんなに暑いと、ビールの消費量が上がると思いませんか？
→答えはNOです。減少します。気温が体温以上になると、ビールより氷の方が喉を通り、体内まで冷たくしてくれるそうです。

居酒屋、飲食店も、この頃は夜蒸し暑いので、歩くより家で飲む方が良いということで、売上が減少しているとか…？

○畜産業の酪農牛は、暑さに弱く冬に強いので乳量が減少しています。今が一番消費量が伸びる時期なのに大変です。また、種付けの出来が悪いと来年の子牛の売上が伸びません。自然を相手の商売は、台風、大雨、酷暑と続いて来ますと経営が苦しくなりますね。これに、平成31年10月1日から消費税率が8%から10%へ上がりますと、景気がオリンピック後に後退して倒産する企業が出現するのではないかと危惧しています。牛は、モウーイヤーと言っています。○8月の決算は、休みが多く（お盆休みも含めて）仕事はかどりませんでした。そのため、20日以降から毎日決算打ち合わせでした。遅くなりまして、お詫び申し上げます。

ゆうゆう会 会員募集中

今年の4月16日から19日にシンガポールに旅行をしました。来年（平成31年4月）の行先は、ベトナムのホーチミンです。生きているうちに、歩けるうちに、旅行できるうちに、ご夫婦でもお一人でも楽しい人生を送りましょう。詳しいことは別紙参照のこと

高額療養費制度の見直しについて

平成30年8月に、高額療養費制度が改正され、「70歳以上の方」の負担額が大きく変わっています。

制度概要

○ 高額療養費制度とは、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払った後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払い(*)される制度。

(*)入院の場合や同一医療機関での外来の場合、医療機関の窓口での支払を自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みが導入されている。

○ 自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定される。

見直し内容

○ 現役並み所得区分については細分化した上で限度額を引き上げ。一般区分については外来上限額を引き上げ。

○ 一般区分については、1年間(8月～翌7月)の外来の自己負担額の合計額に、年間14.4万円の上限を設ける。

○見直し後(平成30年8月診察分から)

適用区分	外来(個人ごと)	ひと月の上限額(世帯ごと)
現役並み 年収約1160万円～ 標準93万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000)×1% <多数回 140,100円 ※2>	
現役並み 年収約770万～約1160万円 標準53～79万円 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000)×1% <多数回 93,000円 ※2>	
現役並み 年収約370万～約770万円 標準28～50万円 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000)×1% <多数回 44,400円 ※2>	
一般 年収156万～約370万円 標準26万円以下 課税所得145万円未満(※1)	18,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 <多数回44,400円 ※2>
低所得者 II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
低所得者 I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

出典：厚労省資料

高額療養費制度は、病気やケガなどで医療を受けた際に、自分が払う医療費に上限を設ける制度です。例えば、高額な抗鬱剤治療などで、医療費が何百万になったとしても、設定されている「自己負担限度額」以上の金額を支払う必要はありません。今回の改正は、70歳以上の方について行われました。

平成30年8月の改正の内容は複雑ですが、3つにまとめられます。

- ・「年収370万円以上」とされていた「現役並み」を3区分にする
- ・「現役並み」のうち、収入が多い人については、自己負担限度額を引き上げる

- ・「年収156万円～370万円」の「一般」についても、一部の自己負担限度額を引き上げる

高額療養費制度をご利用の70歳以上の方で、「現役並み」の収入がある方は、自己負担額が増える事となりますので改正の内容をご確認下さい。

この「高額療養費制度」は健康保険に加入しているすべての国民の為に用意されている制度です。この制度を利用することにより、一般的な収入のサラリーマンであれば、1カ月に約8万円以上は医療費がかかりません。また、2年以内に申請すれば、限度額以上に支払った医療費が戻ってきます。しかし、労働政策研究・研修機構の研究報告によれば、利用率の高いガンの患者でも、高額療養費制度を利用している人は60%に留まっているそうです。病院に入院して手術を受けた場合には、ほぼ「高額療養費制度」の対象となるようですので、ぜひこの機会にこのような制度があるという事を頭の片隅にでもおいて頂ければと思います。

第27回西親会 ゴルフコンペのご案内

味覚の秋・スポーツの秋・そして、ゴルフの秋が近づきました。さて、恒例の西親会のゴルフコンペを、下記の予定で開催致します。皆様奮ってご参加ください。

皆様とお会いする日を楽しみにお待ちしております。

日時 平成30年10月11日 木曜日
午前8:20 現地集合 スタート 9:03～
場所 チサンカントリー御船 TEL:096(282)3411
熊本県上益城郡御船町高木2721-2

会費 3,000円
(プレー代9,165円 昼食券付 ロッカー代別途324円)

競技方法 ダブルペリア方式 ※詳しくは別紙にて
※自社商品等協賛頂ける企業様がありましたら宜しくお願いします。

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業

平成29年度補正予算「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」(通称:ものづくり補助金)の2次公募が始まっています。

公募締切は平成30年9月10日(月)(当日消印有効)、事業実施期間は、交付決定日から平成31年1月31日(木)までとなっています。

締切が迫っておりますので、申請準備中の方は期日までにお忘れなく手続きをご実施ください。

【補助金の概要】

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり以下の要件のいずれかに取り組み、3~5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であることが条件です。

要件① 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であること

要件② 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であること

今回のものづくり補助金は下記3類型に分かれています。

(1)企業間データ活用法(補助上限額:1,000万円/者※、補助率2/3)

複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援します。

(2)一般型(補助上限額:1,000万円、補助率1/2)※

中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

(3)小規模型(補助上限額:500万円、補助率:小規模事業者2/3、その他1/2)

小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援します。(設備投資を伴わない試作開発等も支援)

当事務所での申請受託の受付は完了しておりますが、ご質問対応はさせていただきますので、質問等ございましたら担当までご連絡ください。



セミナーにご参加頂きましてありがとうございました!

この度は、お忙しい中、8月21日の「決算書の見方セミナー」及び8月23日の「事業承継セミナー」にご参加頂いた皆様、誠にありがとうございました。今回のセミナーが皆様の経営の一助になれば幸いです。また、都合が悪くご出席出来なかった方、次回改めてご案内を致しますので是非ご参加頂ければと存じます。

無料個別相談会を開催します!

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催しています。 ※詳細は別紙にて

日時:平成30年9月12日(水)



①11:00~12:00

②13:00~14:00

③14:00~15:00

④15:00~16:00

※上記の時間帯は先着順での受付となるため希望の時間帯に沿えない場合がございます。

※上記日程以降も毎週水曜日に個別相談会を開催しております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加くださいませ。

相続セミナーを開催します!

今回の相続セミナーでは、遺言について説明します。

主催:相続・承継総合センター(☎0120-65-3039)

日程:平成30年9月13日(木)

時間:10:00~11:00(受付9:45より)

場所:男女共同参画センターはあもにい 研修室B

(熊本市中央区黒髪3丁目3番10号)

定員:先着20名様

費用:1,000円 ※要予約

※詳細は別紙にて



企業シリーズ257

城北製作所

【営業種目】

スチール・ステンレス・アルミ加工・看板
各種架台・門扉・ポール・手摺り・スロープ
モニュメント・各種陳列器具・ピット・幕板
厨房回り・水タンクなど

~各種製作・補強・修理・取り付け致します~

店舗向けのお洒落な商品陳列棚・FIX・看板・幕板・各厨房・作業所向けに機能的な架台・ピット・厨房回り・バルコニー・階段・浴室・屋外あらゆる用途に応じた手摺りなど...

子供からお年寄り、介護する人、介護される人のニーズに出来る限りお応えいたします!



【お問合せ】

住所:〒860-0382 熊本県山鹿市方保田 3497-1

電話番号:0968-43-4500 FAX 番号:0968-43-4526

代表:有働英司



場所は
こちらまで☆

製作・発行:税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel:096-368-2030 / Fax:096-368-4639
<http://www.mirai-town.net/>